

社協 あつぎ

発行 社会福祉法人
厚木市社会福祉協議会
〒243-0018 厚木市中町1-4-1
厚木市保健福祉センター内
電話 046-225-2947 (代表)
FAX 046-225-3036
soumu@shakyo-atsugi-kanagawa.jp
https://www.shakyo-atsugi-kanagawa.jp



社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、市民の皆さまの参加と協力によって地域福祉の推進を図ることを目的とする、民間の福祉団体です。

皆さまからの賛助会費が地域の福祉を支えています！

本会では、「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を進めるため、市民の皆さまに「賛助会員」になっていただき、その会費を財源として、さまざまな地域福祉活動に取り組んでいます。

今年度も、7月1日～10月31日を賛助会員加入強化期間として募集を行いますので、皆さまのご協力をお願いします。

令和8年度 賛助会員募集

- ◆ 一般家庭：1口 500円 自治会にご協力いただき、募集します。
- ◆ 法人：1口 1,000円 本会より直接ご案内し、募集します。（3口以上のご協力をお願いします）

令和7年度 賛助会員会費実績額 ▶ 15,017,798円

○賛助会費を活用した事業・活動のご紹介

賛助会費を活用した活動の様子を、動画でご覧いただけます。→



地域福祉推進委員会の活動支援



地域のサロン



子育てサロン

各地区の自治会長や民生委員・児童委員、ボランティアなどが中心となって活動している「地域福祉推進委員会」では、身近な場所で参加しやすい「居場所づくり」「健康づくり」「ミニデイサービス」「世代間交流」「子育てサロン」などのイベントを企画・開催しています。また、見守り活動等を行い、地域の福祉を支えています。

本会では、全地区に担当職員を配置し、地域全体で生活課題を解決できる仕組みづくりや、住民同士が助け合い、支え合える地域づくりに取り組んでいます。

ボランティアセンターの運営



各種ボランティア養成講座の開催やボランティア団体の支援、ボランティアの活動希望・依頼などの相談を実施しています。また、ボランティア活動保険の窓口の役割を担っています。

在宅援護事業



車いすのまま乗れるリフト付の車（ひばり号）で、外出や通院などの移送サービス（福祉有償運送）を実施しています。

視覚障がい者のガイドヘルパー養成



視覚障がい者の外出や社会参加を専門知識と技術でサポートするガイドヘルパーを養成しています。

福祉教育の推進



市内の小中高・大学・企業等で行う、手話・点字・誘導・車いす・高齢者疑似体験・認知症サポーター養成等の福祉体験に講師を派遣・体験用具の貸出を実施しています。

そのほかの事業は本会ホームページよりご覧いただけます。→





令和8年度重点事業・予算

令和8年度は、「地域共生社会」の実現に向けた行動計画としての性格を有する第7次地域福祉活動計画の最終年度にあたることから、住民、自治会、民生委員・児童委員、地域福祉関係団体等と緊密に連携し、計画の総仕上げに取り組むとともに、次期計画を策定します。

地域の支え合いの仕組みづくり

地域資源や社会資源の把握に努め、地域が主体的に活動していける体制づくりを目指します。地域福祉活動の中核的役割を担う市内15地区の地域福祉推進委員会への支援を継続し、地域の実情に応じた支え合いの取り組みを推進します。

孤立を防ぐ地域づくり

福祉まるごと相談を実施し、地域住民一人一人の困りごとに寄り添う支援を行い、個々の相談を通じて、“その人を支えるための地域をつくる”支援を推進します。

当事者が地域とのつながりを持つことが社会参加の第一歩となることから、個別支援と地域支援を一体的に行い、高齢、障がい、児童、生活困窮等の分野を超えた包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを行います。

権利擁護の推進

成年後見制度に係る理解の普及を目的とした講座等を開催し、成年後見制度の利用促進に努めます。

さらに市民後見人を育成して成年後見制度の担い手の確保に取り組み、一人一人に応じた課題の整理や支援方針の検討を行うとともに、本人の意思を尊重し、本人を取り巻く関係者がチームとなり日常的な見守りを行う支援を目指します。

また、権利擁護支援や成年後見制度が必要な方の早期発見、早期支援に向けて関係機関による連携やネットワークを活かした協力体制を促進していきます。

収入

(単位：千円)

勘定科目	予 算	説 明
会費収入	16,585	・市民や事業所など皆さまからの会費
寄付金収入	2,100	・善意銀行、ふれあい基金寄付金
経常経費補助金収入	160,581	・厚木市補助金及び交付金 ・共同募金配分金
受託金収入	52,027	・厚木市及び神奈川県社協受託金
貸付事業収入	3,000	・緊急援護資金償還金
事業収入	3,080	・法人後見の事務報酬や「ひばり号」の利用料、講座参加費、広報紙広告料、あんしんセンター利用料等
障害福祉サービス等事業収入	13,600	・介護給付費等
公益事業収入	3,781	・喫茶及び売店事業
収益事業収入	4,500	・自動販売機設置事業
受取利息配当金収入	252	・ふれあい基金の預金利息等
その他の収入	127	・コピー機利用料等
その他の活動収入合計	17,947	・積立金取崩収入等
前期末支払資金残高	10,074	・繰越金
合 計	287,654	

■事業計画書及び収支予算、第7次地域福祉活動計画は、
本会ホームページでご覧いただけます。

■日々の活動は、Facebookでご覧いただけます。



遺贈寄付について

遺言書によって、財産を特定の人や団体に寄付することを「遺贈寄付」といいます。

本会へ遺贈寄付することにより、生涯で築かれた大切な財産の一部もしくは全部を厚木市の地域福祉活動推進のために活かすことができます。

本会への遺贈寄付は、特定遺贈による現金での寄付をお願いしています。内容によっては、遺贈をお断りさせていただく場合があります。

問い合わせ 総務係 ☎225-2947

お詫びと訂正

社協あつぎ第181号において3面掲載の法人名に誤りがありました。下記のとおり訂正させていただくとともに、お詫び申し上げます。

『小鮎地区 誤：(株) 否比野設計 正：(株) 日比野設計』

広告

みらくる保育園

みらいを創る
子どもを
育む

〒243-0218
厚木市飯山南
1-31-17
TEL：046-270-3888
FAX：046-270-3338



支出

(単位：千円)

サービス区分	予 算	主な事業内容
法人運営事業	153,576	・理事会、評議員会等の開催 ・厚木市社会福祉大会の共催 ・事務局の管理、運営等
住民福祉活動推進事業	31,005	・地域福祉推進委員会事業費交付金 ・参加支援事業、地域づくり事業の実施等
福祉活動推進事業	3,782	・福祉団体等に対する活動支援等
共同募金配分金事業	1,867	・料理教室などの実施 ・地域活動支援センターへの助成等
ボランティアセンター活動事業	9,624	・ボランティアセンターの管理、運営 ・ボランティア講座の開催 ・ボランティアグループ等への助成 ・災害ボランティア支援体制の強化 ・福祉教育推進事業の実施等
資金貸付事業	13,656	・緊急援護資金の貸付 ・生活福祉資金の申込受付事務等
在宅援護等事業	1,820	・あつぎしあわせライフサービスの実施 ・災害見舞金の支給 ・「ひばり号」の運行
権利擁護支援事業	33,469	・成年後見制度に係る相談支援 ・専門職による相談の実施 ・市民後見人の育成等 ・高齢者、障がい者への虐待に関する相談受付 ・法人後見事業の実施
日常生活自立支援事業	11,524	・日常的な金銭管理サービスの実施 ・福祉サービスの利用援助 ・書類等預りサービスの実施
居宅介護事業	158	・障害者総合支援法に基づく居宅介護サービスの実施
同行援護事業	14,862	・障害者総合支援法に基づく同行援護サービスの実施
喫茶事業	6,728	・障がい者の就労の場の確保として、「喫茶どんぐり」を運営
売店事業	5,250	・障がい者の就労の場の確保として、「売店どんぐり」を運営
自動販売機設置事業	333	・各施設利用者の利便性の向上を図るとともに、自主財源確保のため自動販売機を設置
合 計	287,654	

皆さまの善意 ありがとうございます!

2月15日から5月14日までに善意銀行・ふれあい基金へ
寄付金を寄せられた方々です。(敬称略・順不同)

(株)ベルク厚木船子店 お客様一同	24,167円
玉川地区公民館まつり実行委員会	3,000円
野元 薫・野元 優子	20,000円
三菱ふそう労働組合本社支部	50,000円
神奈川県トラック協議会・厚木	125,139円
厚木みなみ商工クラブ	7,700円
神奈川土建一般労働組合厚木支部	36,000円
株式会社シンクスコーポレーション	500,000円
小さな森の家セシモニーホール本厚木	2,480円
村上 つや子	20,000円

募 集 と お 知 ら せ

同行援護従業者養成研修 (一般課程・応用課程)

視覚障がい者の日常生活の活動範囲を広げ、社会参加をサポートするため、外出時の同行支援に従事するために必要な専門知識・技能等を身につける研修です。

対 象 市内在住・在勤・在学中、一般課程・応用課程の全カリキュラムを受講できる方
20人 (応募多数の場合は抽選)
日 時 10月2日(金)、5日(月)、9日(金)、16日(金)、19日(月)
全5回 9時～17時30分
場 所 厚木市保健福祉センター 4階
ボランティア研修室 他
受講料 17,000円(テキスト代含む) ※初日に徴収
申込方法 8月21日(金)までに電話、FAX(講座名・氏名・年齢・住所・電話番号・事業所等でのガイドヘルパー活動の有無を記入)または二次元コードからお申込みください。
申込先 援護係
☎ 225-2947
FAX 225-3036



シニア世代の料理教室

初めて料理をする方が、シニア世代同士で親睦を深めながら食生活のあり方を学び、料理のスキル習得・健康増進するための教室です。年4回通しての教室となります。

対 象 市内在住で、60歳以上の男性 12人
(応募多数の場合は抽選)
日 時 7月17日(金)、10月23日(金)、11月20日(金)、令和9年2月12日(金)
全4回 10時～13時30分
場 所 アミューあつぎ 6階 キッキングスタジオ
講 師 厚木市食生活改善推進団体「厚味会」
参加費 1,000円/回(計4,000円)
申込方法 6月30日(火)までに電話、FAX(講座名・氏名・年齢・住所・電話番号を記入)または二次元コードからお申込みください。
申込先 援護係
☎ 225-2947
FAX 225-3036



点 訳 講 座

点訳技術の普及を通じて、視覚障がい者に対する理解を深めるため、講座を開講します。

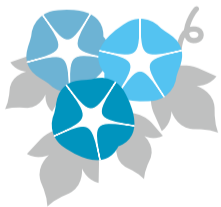
対 象 市内在住で、講座終了後ボランティア活動が可能な方 15人(先着順)
日 時 ○事前説明会
8月27日(木) 10時30分～正午
○基礎講座
9月3日～令和9年3月25日の
毎週木曜日 10時～正午 全26回
※10月1日、12月24日、12月31日、
令和9年2月11日は除く
場 所 厚木市保健福祉センター 4階
ボランティア作業室
参加費 1,540円(テキスト代) ※初日に徴収
申込方法 7月22日(水)までに電話、FAX(講座名、氏名、年齢、住所、電話番号を記入)または二次元コードからお申込みください。受付は6月15日(月)8時30分からとなります。
申込先 ボランティアセンター
☎ 225-2789
FAX 222-7440
主 催 厚木市点訳赤十字奉仕団
共 催 厚木市社会福祉協議会



夏休み親子手話教室

手話は聞こえない人の大切なことばです。親子で楽しく手話を学んで話をしましょう。

対 象 市内在住の小学生とその保護者
10組20人(応募多数の場合は抽選)
★小学校4年生以上は1人での参加可
日 時 7月22日(水)～24日(金)
全3回 10時～11時30分
場 所 厚木市保健福祉センター 4階
ボランティア研修室
内 容 日常で使うことのできる簡単な手話の学習など
参加費 無料
申込方法 7月8日(水)までに電話、FAX(講座名・氏名・年齢・住所・電話番号を記載)または二次元コードからお申込みください。
申込先 ボランティアセンター
☎ 225-2789
FAX 222-7440
主 催 厚木市手話サークルあゆの会
共 催 厚木市社会福祉協議会



成年後見制度普及啓発講座 「よくわかる!成年後見制度のしくみ(入門編)」

成年後見制度を必要な時に利用できるよう、成年後見制度の詳細や利用する際の具体的な手続きについて、〇×クイズなどを取り入れながら楽しく学べる講座を予定しています。成年後見制度改正の動向についてもご紹介いたします。

今後の生活を考える際の選択肢の一つとして学んでみませんか。
対 象 市内在住・在勤・在学の方 35名(先着順)
日 時 8月4日(火) 14時～16時
場 所 アミューあつぎ 6階 ルーム602
講 師 あかつぎ行政書士事務所
行政書士 安齋 紀子 氏
参加費 無料
申込方法 7月27日(月)までに電話、FAX、メール(講座名・氏名・年齢・住所・電話番号を記載)または二次元コードからお申込みください。受付は、6月15日(月)8時30分からとなります。
申込先 厚木市権利擁護支援センターあゆさぼ
☎ 225-2939
FAX 225-3021
メール kenri@shakyo-atsugi-kanagawa.jp



かながわ交通遺児等援護基金

神奈川県社会福祉協議会へ県民の皆さまや企業・団体から寄せられた寄付金及び本会に神奈川県トラック協議会・厚木から寄せられた寄付金をもとに、交通事故等により保護者が死亡または重度障害を負った世帯の20歳未満の子の支援を行っています。支援金の給付には、登録が必要です。支援の内容等や条件については、お問い合わせください。

問い合わせ 神奈川県社会福祉協議会
交通遺児等援護基金担当
☎ 045-312-4813

令和7年度 赤い羽根共同募金 厚木市支会実績報告

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで、全国一斉に展開された赤い羽根共同募金運動にご協力いただきました皆さま、また募金活動にご尽力を賜りました多くの関係者の方々に心からお礼申し上げます。募金額が確定しましたので、ご報告いたします。

戸 別 募 金	8,942,941円
学 校 募 金	176,408円
職 域 募 金	709,610円
街 頭 募 金	409,189円
法 人 募 金	1,255,271円
そ の 他 の 募 金	336,647円
イ ベ ン ト 募 金	42,633円
合 計	11,872,699円

広告

社会福祉法人康仁会

特別養護老人ホーム **はなの家とむろ** 全室個室ユニット



- 入所96名 ●ショート10名
- デイ20名

はなのいえとむろ で検索

〒243-0031 厚木市戸室5-9-15
☎046-225-8787

笑顔に始まり 笑顔で終わる

- ◎介護老人福祉施設
- ◎居宅介護支援センター
 - ・通所介護(デイサービス)
 - ・訪問介護(ホームヘルパー)
 - ・短期入所生活介護
 - ・居宅介護支援
- ◎ケアプランセンターけいわ
- ◎ケアハウス(軽費老人ホーム)
 - ◎荻野地域包括支援センター
 - ◎えまーぶる
 - ・デイサービス
 - ・居宅介護支援

神奈川県指定 介護保険サービス提供事業所
社会福祉法人 敬和会
けいわ荘
ケアハウス えがりて

神奈川県指定 介護保険サービス提供事業所

社会福祉法人 敬和会

ケアハウス えがりて



2026年

—夏休み子育て世帯応援イベント—

“みんなの夏ひろば”を開催します

★「ひとやすみCafé」オープンします」 協力：厚木珈琲
 コーヒーの試飲ができます！
 コーヒーを飲んでホッと一息つきながら、気軽にお話しませんか。

先着15組に
焼き菓子
プレゼント♪

★「子ども服の無料交換会」 協力：リユースプール
 サイズアウトしたけど、まだ着られる子ども服を持ち寄って交換しましょう！
 服を持ってこなくても2着までお持ち帰り可能です。

スタンプラリーに
参加して
お菓子をゲット！

★「子育て世帯の食料配布と相談会」 協力：フードパントリーえんむすび
 子育て世帯への食料配布と相談会を開催します。下記の二次元コードからお申込みください。

★ワークショップ 協力：ガールスカウト
 缶積み、輪投げ、ティッシュスクイズなどで一緒に遊びましょう！

絵本の読みきかせ
もあるよ！

日 時 令和8年8月1日(土) 10時～14時
 会 場 アミューあつぎ8階 屋内広場 sola
 ※食料配布と相談会は7階ミュージックルーム1
 対 象 厚木市在住の子育て世帯
 参加費 無料

食料配布会
申込→



相談会
申込→



子ども服の無料交換会



ひとやすみCafé

申 込 食料配布と相談会は二次元コードより要申込
 相談会は先着3組(午前の部1組、午後の部2組)
 問い合わせ 地域福祉係 ☎ 225-2949

※駐車場の用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください

厚木市権利擁護支援センター あゆさぼ

◆成年後見相談 成年後見制度の利用方法や後見人の実務に関する
ことなど、専門職が相談をお受けします。

対 象 市内在住または在勤・在学の方
 ※成年後見制度利用対象者が市内在住の場合も可。

- 弁護士による相談
相談日 毎月第3木曜日 13時～14時(1人50分)
- 司法書士による相談
相談日 毎月第2・第3水曜日 13時～16時(1人50分)

◆高齢者・障がい者の虐待に関する相談

高齢者・障がい者の虐待に関する相談をお受けします。

※成年後見制度とは、知的障がい、精神障がい、認知症などによっ
て一人で決めることに不安がある人のいろいろな契約や手続き・
お金の管理についてお手伝いする制度です。

◆終活相談 自分らしい人生の最期を迎える準備について心配
はありませんか。司法書士が相談をお受けします。

対 象 市内在住の方
 相談日 毎月第2・第3火曜日 13時～16時(1人50分)
 相談内容 遺言・遺産相続・財産管理・家族信託等
 ※終活相談にお申込みできる回数は、当該年度中(4月1日～翌年3
月31日)1人2回までとしております。

●「法人後見」受任に向けた取組を進めていただける法人様を
求めています

「地域貢献活動をしたい！」とお考えの法人様など、お気軽
にご連絡ください。

「法人後見」受任に関する
詳細チラシはこちら→



受付時間 平日8時30分～17時15分(年末年始を除く)

問い合わせ 厚木市権利擁護支援センターあゆさぼ
 ☎ 225-2939 F A X 225-3021
 メール kenri@shakyo-atsugi-kanagawa.jp

【報告】令和7年度成年後見制度地域連携講演会を開催しました

3月12日(木)に、「成年後見制度の活用と最新の動向～自分らしく暮らすた
めに制度とどう向き合うか～」を開催し、86名が参加されました。

特定非営利活動法人はばたきソーシャルワークスの山口翔多代表理事を講師
にお招きし、成年後見制度の概要や制度改正の動向や成年後見制度に関連した
相続、遺言の知識と必要性について分かりやすくお話しいただきました。

参加者からは多数の質問が寄せられ、成年後見制度への関心の高さが伺えました。

中核機関*の役割を担う厚木市権利擁護支援センターあゆさぼでは、今後も
成年後見制度の普及啓発に加え、制度改正についての動向も取り上げた講演会
等を開催していきます。

※中核機関とは、権利擁護支援を必要とする方が必要なときに適切な支援につな
がるように、地域で支える体制を構築するネットワークの中心となる機関です。



当日の様子は
こちら！



福祉まるごと相談

市民の皆さまが日常生活の中で感じた様々なお悩み、お困りごとなどを
相談できる窓口です。

窓口・電話のどちらでも受け付けております。まずはお気軽にご相談く
ださい。

相談日 平日8時30分～17時15分(年末年始を除く)
 場 所 厚木市保健福祉センター 5階
 問い合わせ 総務係・援護係 ☎ 225-2947 地域福祉係 ☎ 225-2949

車いすの貸出

通院や外出、急なケガなどで一時的に車いすが必要と
なった市内在住の方に対して、2ヶ月間車いすを無料と
お貸しします。

自走式、介助式の2種類をご用意していますが、
在庫が無い場合もございます。
貸出をご希望の方は、事前にお問い合わせください。

問い合わせ 援護係 ☎ 225-2947

